

(第2編)

第2章 告訴

第270条 すべてのスペイン国民は、犯罪によって被害を受けたかどうかにかかわらず、本法第101条に規定される民衆訴権(*acción popular)を行使して告訴できる。

更に、外国人は、第281条の最後の段に該当しない場合は、事前に第280条の規定を遵守して、自分の人身や財産、あるいは、その者により代理される者の人身や財産に対して犯された犯罪について告訴できる。

(訳者注：acción popular (民衆訴権) とは、全ての市民および検察庁に付与される刑事訴権を行使する権利である。)

第271条 検察庁の公務員は、第105条の規定に従って義務を負っている場合は、告訴の形式で刑事訴権を行使できる。

第272条 告訴は管轄の予審裁判官に提起する。

法の特別規定により、被告訴人が特定の裁判所に服さなければならない場合、告訴はその裁判所に提起する。

同じ犯罪または2つ以上の牽連犯罪について複数の被告訴人がいて、それらの者のいずれかが、原則として犯罪を審理するために指定される裁判所でない裁判所に例外的に服する場合も、同様となる。

第273条 前条の場合において、現行犯罪、または、その犯行の永久的な痕跡を残さない犯罪が関係しているとき、あるいは、被疑者の隠避または逃亡の根拠ある恐れがある場合、告訴を提起しようとする私人は、事実の真実を記録するために、また、犯罪者を拘留するために必要な最初の手続き (primeras diligencias : 前掲) が講じられることを目的として、最寄りの予審裁判官、治安裁判官または警察署員に訴え出ることができる。

第274条 告訴する私人は、その特定の権限 (fuero) がどのようなものであれ、自らが提起した裁判のあらゆる効果について、予審裁判官または告訴対象犯罪を審理する管轄がある裁判所に服する。

しかし、その者はいつでも告訴を取り下げることができる、しかしながら、自己の以前の行為により生じる責任に服する。

第275条 告訴が当事者の請求によってのみ追求できる犯罪による場合、裁判官または裁判所が訴訟手続きを執るように取り決めた (裁判官/裁判所) 決定の通知後10

日以内に（告訴人が）訴訟手続きを請求しない場合、告訴を提起した者は告訴を放棄したものとみなされる。

この目的のため、告訴人が要求した最後の手続き(*últimas diligencias)が実行されてから10日経つと、または、告訴人の請求がないことにより訴訟事件が麻痺した場合、訴訟記録を審理した裁判官または裁判所は、職権で前段規定の期間内に、告訴人が自己の権利に都合がよいものを請求するよう命じる。

（訳者注：últimas diligencias（最後の手続き）とは、告訴人が予審裁判官等に求めた最後の手続きをいう。）

第276条 また、告訴人の死亡により、または、訴訟を続行できなくなったことにより、その相続人または法定代理人の誰も、それらの者に告訴を知らせる呼出しから30日以内に訴訟を維持するために出頭しない場合、告訴は放棄されたものとみなされる。

第277条 告訴状は、常に、相当な委任状を持った訴訟代理士により、また、弁護士が署名して提出される。

それは公用紙(papel de oficio：前掲、第125条)に作成され、次の事項が記載される：

1. 提出先の裁判官または裁判所。
2. 告訴人の氏名および住民籍(vecindad)。
3. 被告告訴人の氏名および住民籍。

これらの状況が不明な場合は、被告告訴人をより良く識別できる特徴によって被告告訴人の指定がなされなければならない。

4. （犯罪）行為の状況説明。判明している場合は、行為が行われた場所、年月日および時刻の記述。
5. 行為の確認のために講じなければならない手続きの記述。
6. 告訴が認められる、前号規定の法的手続きが実行される、被疑者の逮捕および収監が行われる、または、仮釈放のための保釈金を要求する、および、被疑者の資産を、適切な場合には必要な額で、差し押さえることを求める嘆願（文言）。
7. 訴訟代理士（*前掲：第57条）が告訴状を提出するための特別な委任状を持たない場合、告訴人の署名または、署名できない場合、その求めに応じる者の署名。

第278条 告訴の対象が、強姦または誘拐を除き、当事者の請求によってのみ追求できる犯罪である場合、告訴人と被告告訴人との間で和解行為が行われた、または、試みられたことを認定する証明書が添付される。

ただし、この要件がなくても、事実確認や犯人逮捕のための緊急の手続きを講じることができる、その後、前段の規定の履行が認定されるまで訴訟手続きは停止される。

第 279 条 裁判中に犯された名誉毀損 (calumnia) または侮辱 (injuria) の犯罪については、刑法の規定に従って、その裁判を審理した裁判官または裁判所の認可書も提出される。

第 280 条 告訴する私人は、裁判の結果に対応するため、裁判官または裁判所が定める種類および金額の保証を提供する。

第 281 条 以下の場合は、前条の規定の履行は免除される：

1. 被害者およびその相続人または法定代理人。
2. 殺人の犯罪については、死亡者の配偶者または愛情類似の関係で結びついた者、尊属および卑属およびその二親等までの傍系血族、被害者の相続人、また、犯人の父母と子。
3. 被害者の権利を擁護するための当事者適格を法律が認める被害者の団体および法人、ただし、刑事訴権の行使が被害者自身によって明示的に承認された場合に限る。

保証の免除は外国人には、国際条約または相互主義の原則によって免除に該当しない場合、適用されない。

(本条の最終改訂。2015 年)